

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第24 準備書面

(小河内村)

2018（平成30）年10月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに .....	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	4
1	小河内村の全域が増田雨域に入っていること .....	4
2	小河内村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること .....	6
3	小括 .....	6
第3	小河内村で被爆した原告の被爆状況 .....	7
1	原告番号市29・ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> （甲B市29の1－陳述書，2－地図） .....	7
2	小河内村で被爆した原告の状況についてのまとめ.....	9

本書面は、当時の小河内村で被爆した原告1名（原告番号市29）の被爆状況について、主張するものである。

## 第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の小河内村での聴取結果はないようである。

もっとも、小河内村と太田川を挟んで南西に位置する久地村瀬谷において「黒い小さい雨が30分～1時間くらい降って、紙、布片等降った。久地村の奥も黒い雨が降ったがひどくはなかった。」という供述が得られていること、さらに小河内村の南東に位置する飯室村古市（爆心地から北1.8km）において「10分くらいばらばら雨が降った。紙片などは飛んでこなかった。」という供述が得られていること、さらには、小河内村の北東に位置する都谷村長笹（爆心地から北北西2.6km）で「黒い色の小雨が降った。ソギ板や小さい板片などが飛んできた。」という供述が得られていることから（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄107，108，113，同体験場所地図2参照），当時の小河内村の北東の西ヶ迫近辺を除く地域が宇田雨域の小雨地域とされている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2），原告1名の供述に基づき（第3），原告番号市29が原爆投下時に所在した小河内村宇賀井野のみならず、小河内村の北東の西ヶ迫近辺を含む小河内村の全域が「黒い雨」降雨域であり、原告番号市29は被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## 第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果

### 1 小河内村の全域が増田雨域に入っていること

#### (1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話しを聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらいなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲

A36の10～18頁)。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町(甲A35の1の105頁以下)、安佐町(同118頁以下)、可部町(同124頁以下)、旧小河内村(137頁以下)、五日市町(同140頁以下)、廿日市町(同147頁以下)、吉和村(同151頁以下)、芸北町(同152頁以下)、湯来町(同153頁以下)、豊平町(甲A35の2の1頁以下)、加計町(同11頁以下)、殿賀村(同25頁以下)、筒賀村(同29頁以下)、沼田町(同35頁以下)、佐伯町(同42頁以下)、高陽町(同44頁以下)、中野村(同47頁以下)、福田村・馬木村・温品村(同49頁以下)、千代田町(同51頁以下)、倉橋町(同53頁以下)、海田町(同55頁以下)、戸河内町(同57頁以下)及び江田島(同61頁以下)についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるということが出来る。

## (2) 小河内村の「黒い雨」降雨状況等

原爆投下当時は安佐郡小河内村であったが、その後、1955(昭和30)年3月31日に鈴張村・飯室村・小河内村・日浦村・久地村が合併して安佐町が発足し、さらに1971(昭和46)年5月には安佐町が広島市に編入されているところ、増田による調査では、安佐郡小河内村は「旧小河内村」としてまとめられている。

小河内村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査

結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）』と題するノート（甲A35の1）によると、以下のとおりであった。

ア 小河内国民学校（甲A35の1の137頁） 大雨，木片

イ 明見谷（同137頁） 中雨，木片

ウ 大島（同137頁） 大雨，木片

エ 西ヶ迫（同138頁） 中雨，木片

オ 上三谷（同138頁） 大雨，木片

カ 下三谷（同138頁） 中雨，木片

以上より、増田の調査結果から、小河内村の全域に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

## 2 小河内村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて、小河内村の全域が、広島市が2010（平成22）年5月に公表した、広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲A41の2枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお、広島市調査の解析対象となったデータは、2008（平成20）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者3万6614人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので、そのうちの約74%にあたる2万7147人から得られた自書式回答であり（甲A9の2～3頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い、「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲A41）。大瀧雨域が信用できるものであることは、原告ら第5準備書面の第2の4項（23頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

## 3 小括

以上のとおり、小河内村は、宇田論文においては、小河内村の北東の西ヶ迫近辺を除く地域が宇田雨域の小雨地域とされているが、増田論文及び広島

市調査という信用できる調査結果等によれば、小河内村の全域が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。

### 第3 小河内村で被爆した原告の被爆状況

#### 1 原告番号市29・[ ] (甲B市29の1-陳述書, 2-地図)

##### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市29・[ ] (以下「原告」という。)は、1935 (昭和10)年[ ]に生まれ、原爆投下当時は、[ ]国民学校[ ] [ ]4年生で、年齢は9歳だった。

当時、原告は、両親 (父[ ], 母[ ])、姉[ ], 弟・[ ]と5人で、広島県安佐郡小河内村宇賀井野[ ]に住んでいた。

両親とも、農業を営んでおり、田が30アール、畑が7アールあり、田んぼでは米を作って供出しており、畑では麦、野菜、さつまいも等を作っていたので、そこで採れたものを食べて暮らしていた。なお、父は、当時、[ ]作業員として泊り込みで仕事に出ていた。

姉[ ]は、当時、すでに会社に勤めていたが、原告はその勤務先がどこだったかは知らない。また、姉[ ]は、当時、すでに結婚しており、大宮 (現在の広島市西区)に住んでいた。

家の裏にはすぐ山があり、湧き水を引いてきて瓶にため、生活水として利用していた。

##### (2) 被爆の状況

1945 (昭和20)年8月6日、原告は、朝から、学校の供出用として、同じ部落の子どもらと一緒に、自宅の近くの山に「むしお」を採りに行っていた。「むしお」というのは、麻のようなもので、服の原料となるものである。

当時、部落ごとに行動することがよくあり、その日も、自宅から20

0 mくらいのところにあった山の麓に朝8時に集まった。原告は、同じ部落に住んでいた[REDACTED]と一緒にいったのを覚えているが、他にもたくさんの子供がいた。

みんなで山に入って「むしお」を採っていると、突然、木の間からピカッという光が差し、ドンという音がした。そこから少し離れたところにあった間野平発電所に爆弾が落ちたのではないかと、みんな口々に言い合っていた。

近くに爆弾が落ちたとみんなが思っていたので、「むしお」採りをやめ、家に帰ろうということになった。帰るときに、広島市の方向を見ると、山の間から、雲が立ち上がり大きくなっているのが見えた。音がしてから5分くらいたってからのことである。

その後、子どもながらの好奇心から、間野平発電所まで見に行ってみようという話になり、太田川まで何人かと一緒に行ってみた。そのあたりにいた人から、「発電所に爆弾が落ちたのではない」ということを聞き、原告たちは、家に帰ることにした。

家に帰ってしばらくして、午前10時ころだったと思うが、ふと外を見ると、覚えている限りでは、空から紙切れの焼けたようなもの、新聞紙、漫画雑誌、肌着など、色々なものが落ちてきた。外に出て、紙切れと肌着を拾って持ち帰り母に見せたが、母から、「拾ったものを持って帰ってくるな」と怒られたことを覚えている。

その後、原告は、友達2～3人と、太田川へ遊びに行った。一人は、近所に住んでいた[REDACTED]だったが、他の子の名前までは思い出せない。

川で泳いだり、魚を採ったりして遊んでいたが、急に雨がザーザーと降り出した。午前11時半ころのことではなかったかと思う。川で泳ぎ、体が濡れていたため、雨が降ってきてもすぐに家に帰らず、午後3時ころまで川で遊んでいたと思う。遊んでいる途中、対岸の宇賀に何度か渡



った。その川近くにあった道にまでは行っていないが、宇賀側の川岸まで川を渡り、そこで遊んだ。

帰るときに、脱いで置いていたシャツに黒い斑点がついて、真っ黒になっているように見えたことを覚えている。

翌8月7日には、姉■■■■の家族5人とその近所に住んでいたという人2人が、原告の家に避難してきた。義兄■■■■と従兄弟■■■■とその近所の人2人は8月9日の晩まで、姉■■■■と従兄弟■■■■と■■■■は、終戦の日まで原告の家に行った。義兄は、火傷を負っていたものの、他に目立った外傷もなく、姉らにも目立った外傷はなかったので、原告が生活の世話をするようなことはなかった。ただ、同じ屋根の下で暮らし、食事も共にした程度である。

なお、母は、避難者が多くいた■■■■国民学校で救護活動をしたので、被爆者健康手帳を持っていた。

### (3) 健康状態

被爆直後のことについて、原告の体に何か変調があったというようなことはなかったと思う。両親等から、被爆直後の原告の体調について、特別何か聞かされたということもない。

原告は、1955（昭和30）年ころ、通勤途中におなごに激痛があり、病院に行ったところ、尿管結石ということで、■■■■病院で手術を受けた。

2008（平成20）年ころ、血圧が高くなったので、通院し、薬を飲むようになったが、最近はよくなったので、通院もせず、薬も飲まなくなった。

原告は、2010（平成22）年8月、75歳のとき、脳梗塞になり、3か月ほど入院した。今も月1回、通院し、薬を飲んでいる。

## 2 小河内村で被爆した原告の状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、小河内村に居住していた原告は、「黒い雨」

を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

また、特に原告が居住し「黒い雨」によって被爆した小河内村宇賀井野は、太田川を挟んでそのすぐ南西側に位置する久地村宇賀地区が現行の第1種健康診断特例区域と指定されているものの、原告が居住していた太田川を挟んで北東側は、宇田雨域（小雨地域）に含まれているにもかかわらず、宇田雨域という大雨地域ではないというだけで（なお、第1種健康診断特例区域に指定されている久地村宇賀地区も、全域が大雨地域というわけではない。むしろ太田川付近は、小雨地域である。）40年以上の長きにわたって健康診断の特例措置の対象外とされ、太田川の北東側の小河内村宇賀井野の住民は被爆者援護法の定める援護の対象を受けることができなかったのであるから、同じ「黒い雨」被爆者間で著しく不平等な取扱いがされてきたことは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、小河内村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、小河内村で被爆した原告が、前述のとおり、脳梗塞という脳血管障害や、高血圧症という循環器機能障害を負っていることや、これまで各地域毎の準備書面で主張してきたように、「黒い雨」降雨地域内で被爆した原告らの中には、宇田

技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症したり者がいること、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかった、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症したり、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいることから明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとしぬ非科学的なものという外ないのである。

以上